

非常・災害時の対応措置について

1. 午前9時の時点で、泉州地域で「警報」が発令された場合、原則として、子育てひろばは臨時休業とします。

(※泉佐野市に、午前9時の時点で警報が発令されていなくても、泉州地域のいずれかの市町に警報が発令中の場合も臨時休業となります。)

2. 子育てひろばの営業中に警報が発令された場合、それ以降の営業はいたしません。ご自宅へ帰宅をお願いいたします。

※警報とは台風接近時に関わらず、「暴風警報」又は「大雨特別警報」もしくは、台風接近に伴う「大雨警報」のこと。

※泉州地域とは、大阪南西部に位置し、「堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町」の13市町(9市4町)からなる地域をいいます。

地震発生時における対応について

1. 子育てひろば開場前に地震及び津波が発生した場合

午前0時以降に、泉佐野市域で震度5弱以上の地震が発生、または津波・大津波警報が発表された場合、子育てひろばは臨時休業します。

但し、午前0時より前であっても、地震の大きさや津波の規模に関わらず、被害状況などにより臨時休業とすることがあります。

2. 来場中に発生した場合

来場中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則、自宅へ帰宅することをお願いします。津波・大津波警報が発表された場合は、お子様の身体及び生命の安全確保を第一とし、直ちに避難場所への避難をお願いします。